

○芦屋学園情報公開に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人芦屋学園(以下、「学園」という。)が有する情報の公開について必要な事項を定め、当該情報を公開することにより、学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営及び学園が設置する学校の教育研究の質向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公開」とは、本法人が有する情報を誰でも容易に情報を見ることができるよう公表することをいう。

(情報の公開)

第3条 学園は、次の各号に定める情報について、広く社会に公開する。

- (1) 学園の基本的情報
 - ア. 法人の目的
 - イ. 役員の状況
 - ウ. 法人の沿革
 - エ. 事業報告書
 - オ. 監事の監査報告書
 - カ. 財務状況(収支計算書、貸借対照表、財産目録の概要)
 - キ. 規程(個人情報保護規程、情報公開規程、)
- (2) 教育研究上の目的に関する情報
 - ア. 芦屋大学の目的と収容定員
 - イ. 芦屋学園短期大学の目的と収容定員
 - ウ. 芦屋学園高等学校の目的と収容定員
 - エ. 芦屋学園中学校の目的と収容定員
 - オ. 芦屋大学附属幼稚園の目的と収容定員
- (3) 教育研究上の基本組織に関する情報
 - ア. 芦屋大学大学院 研究科の情報
 - イ. 芦屋大学 学部・学科の情報
 - ウ. 芦屋学園短期大学 学科の情報
- (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報
 - ア. 教員組織
 - イ. 専任教員数
 - ウ. 教員の学位と業績
- (5) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する情報
 - ア. 受入方針(アドミッションポリシー)
 - イ. 収容定員、入学者数、在籍者数
 - ウ・卒業後の進路状況
- (6) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報
 - ア. 芦屋大学の当該年度開設授業科目及び授業計画(時間割)
 - イ. 芦屋学園短期大学の当該年度開設授業科目及び授業計画(時間割)
- (7) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報
 - ア. 芦屋大学大学院

- イ. 芦屋大学
- ウ. 芦屋学園短期大学
- (8) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報
 - ア. キャンパス等の概要
 - イ. 課外活動の状況等
- (9) 授業料、入学科等の他の徴収する費用に関する情報
- (10) 修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報
- (11) 自己点検・評価に関する情報
- (12) 第三者評価に関する情報
- (13) その他の情報
 - ア. 法令等により公表しなければならない情報
 - イ. 前各号に定める情報のほか、積極的な情報公開が必要と認められる情報

(非公開情報)

第4条 学園は、次の各号に掲げる情報については公開しない。

- (1) 法令等の規定により公にすることのできない情報
- (2) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報ただし、次に掲げる情報を除く
 - ア. 法令等に規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
 - イ. 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ. 学園の役員及び教職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該役員及び教職員の氏名、職名及び職務の内容であった当該個人の権利利益を侵害するおそれのない情報
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下、「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げる情報ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要と求められる情報を除く
 - ア. 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報
 - イ. 法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされている情報、その他公にしないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報
- (4) 学園の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

(その他必要な事項)

第5条 情報の公開及び開示についてこの規程に特に定めのない場合であって、法令又は学園若しくは大学等の規程に定めのある場合は、当該法令又は規程の定めによるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、情報の公開及び開示の実施に関し必要な事項は、常勤理事会の議を経て、理事長が定める。

(改 麻)

第6条 この規則は、常勤理事会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。